

人口・社会統計部会の審議状況について(報告)  
(社会教育調査の変更)

資料3

※第2回部会から統計委員会の開催まで日数がなかったことから、本資料では、第1回部会の状況を記載している。

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(1) 調査事項等の変更  (注)②は調査対象範囲の変更	<b>【公民館調査票】</b> ① 施設の所管を選択する設問を追加(公立の施設のみ) ② 市町村が設置する「公民館類似施設」について、従前の市町村教育委員会に加え、市町村長が所管する施設を調査対象に追加	●		<b>・適当と整理</b> (法令改正に対応するとともに、公民館調査票の対象となる「公民館」と「公民館類似施設」の対象範囲の均衡を保つものであること)
	<b>【博物館調査票】</b> ③ 施設区分の用語変更 ④ 設置者の選択肢の詳細化	●	●	<b>・おおむね適当と整理</b> (ただし、第2回部会で確認事項あり) (法令改正に対応するもの)  <b>【委員等からの主な意見】</b> ◆設置者が営利法人である場合の選択肢については、「株式会社」と「その他の法人」の2つを設ける計画とされているが、「その他の法人」だけでは、設定した趣旨が明確でなく、誤記入も発生しかねないことから、「その他の営利法人」としてはどうか。
	<b>【公民館調査票、図書館調査票等の6調査票】</b> ⑤ 「施設・設備の有無」の項目に“利用者が利用できる無線LAN”の設問を追加 ⑥ 「コンピュータの導入状況」の項目で設けていた“コンピュータの設置台数”の設問を削除	●		<b>・おおむね適当と整理</b> (⑤教育振興基本計画を含む政府計画等の進捗確認の必要性に対応するもの、⑥調査事項の設定目的と利活用ニーズを踏まえたもの)  <b>【委員等からの主な意見】</b> ◆⑤施設利用者の利用に供される各種設備の有無を尋ねる部分における追加であることから、新たに設ける設問にだけ「利用者が利用できる」という修飾語は不要で、単に、「無線LAN」でよいのではないかと。 ⇒調査計画の修正が必要である旨を指摘予定  ◆⑥今回の削除により、「コンピュータの導入状況」を尋ねる一連の調査事項の先頭に「利用者が利用できるコンピュータの設置台数」が繰り上がるとされているが、修飾語が長く分かりづらい。「コンピュータの設置台数(施設の利用者が利用できるものに限る。)」のようにしてはどうか。 ◆⑥業務用も含めたコンピュータの総台数に係る調査事項の削除に当たり、これまで継続して調査対象になっている報告者が誤記入しないよう、調査の手引き等で注意喚起が必要ではないかと。 ⇒前者について、調査計画の修正が必要である旨を指摘するとともに、後者について、調査実施上の留意事項として指摘予定
	<b>【社会教育行政調査票以外の8調査票】</b> ⑦ 「施設・設備の状況」の項目に、“PFI法 <sup>(注)</sup> による整備等”の設問を追加(公立の施設のみ)	●		<b>・適当と整理</b> (政府計画等の進捗確認の必要性に対応するもの)
	<b>【公民館調査票、青少年教育施設調査票等の4調査票】</b> ⑧ 施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を男女別から総数に変更	●	●	<b>・適当と整理</b> (ただし、第2回部会で確認事項あり) (報告者におけるデータの把握・整備状況、利活用ニーズ等を踏まえたもの)  <b>【委員等からの主な意見】</b> ◆今回の変更により、男女別集計結果がなくなる調査票について、公表時に補足説明を付す等、利用者に対する情報提供が必要ではないかと。
	<b>【公民館調査票】</b> ⑨ 施設が行う事業に関する情報提供方法の選択肢から「学習相談」を削除	●	●	<b>・おおむね適当と整理</b> (ただし、第2回部会で確認事項あり) (今後も継続して選択肢を設ける必要性の低下を踏まえたもの)  <b>【委員等からの主な意見】</b> ◆調査結果や利活用の状況なども踏まえると、「学習相談」の選択肢を設けている他の調査票(博物館調査票、女性教育施設調査票)においても、選択肢を残す必要性が乏しく、公民館調査票と同様、削除すべきではないかと。 ⇒調査計画の修正が必要である旨、指摘予定  ◆情報提供方法の選択肢として、「1 情報ネットワーク」とは別に、「4 マスメディア(放送・新聞等)」を設け、「1」の内訳として、「ホームページ」「メールマガジン」「ソーシャルメディア」を限定列挙する構成にしている理由とは何か。

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(2) 公表方法の変更	⑩ 集計結果の公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ(インターネットによる公表のみとする。)	●		<b>・適当と整理</b> (利活用上の大きな支障が生ずるものではなく、業務負担の軽減により限られたリソースの有効活用を図ろうとするもの。)

(注)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)

※部会日程

・第1回(第142回人口・社会統計部会):11月6日(月)に開催

・第2回(第143回人口・社会統計部会):11月24日(金)に開催